

情報提供資料

令和4年2月14日(月)

日高市

生活福祉課 臨時特別給付金担当

TEL042-989-2111 内線 1904

課長 堀口 和子

担当者職・氏名 主幹 樋口 真也

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を本日(14日)から開始しました

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した皆さんが速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付しています。

本日(14日)から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給(振り込み)を開始しました。

対象人数 4,637人

申請方法 プッシュ型(市民からの申請を待たずに、市で給付対象となる世帯を抽出し、できるだけ簡素な手続きで迅速に支給を実施)

進捗状況等

- (1) 確認書送付 令和4年1月31日に住民税非課税世帯へ発送
- (2) 受付状況 令和4年2月10日現在 約3,000件(全体の約65%)
- (3) 支給開始 令和4年2月14日から随時支給
- (4) 受付期間 令和4年4月30日まで